

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備

1. 支援策の概要

地域のまちづくり計画をふまえ、地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備を地方公共団体と連携しながら推進します。

2. 支援策の内容

(1) 対象施設

国の合同庁舎及び単独庁舎で、施設整備の計画が中心市街地の適切な位置にあるもの。

(2) 整備の方針

官庁施設の効果的な整備

中心市街地の活性化等に資する官庁施設整備を地域と連携し、効果的に実施。

地域における連携

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設を、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」（全国営繕主管課長会議）等を活用し、人の移動の円滑化、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成に配慮した整備を進めることにより、地域のまちづくり計画の推進のための取組を支援します。

3. 問合せ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課

phone 03-5253-8111(内線 23-228) fax 03-5253-1542